

2019年度事業報告

(2019年4月1日～2020年3月31日)

一般社団法人 日本経済青年協議会が、2019年度において実施した事業は、下記の通り。

1. 組織活動

- 1) 米中貿易摩擦に加え、新型コロナウイルスの大感染を受け、産業界にあつては、2020年春季労使交渉は、一段と厳しい状況におかれることとなり、経団連、厚生労働省、内閣府等からの指導と協力を得ながら、前年を更に下回る程度で収束するに至った。
- 2) 諸官庁との連繋については、内閣府、厚生労働省、文部科学省等を中心に進められた。特に、厚生労働省の後援を得て、傘下の「日勤協」のもと、当協議会は、「勤労青少年作文募集」や「若者を考えるつどい」の合同実施に参加協力した。
- 3) 独立行政法人 青少年教育振興機構・国立オリンピック記念青少年総合センターの協力を得て、「新社会人研修村」企画を始め、企業の合宿研修や相談業務について活発に世話活動を行ない、前年度を上回る事業の伸展を見るに至ったが、2020年3月に入って、新型コロナウイルス感染が急激に拡大したため、中止する結果となった。

2. ゼミナール活動

- 1) 春季労使交渉対策セミナー
経団連が、1月下旬に公表した「春季労使交渉基礎資料」をもとに、2020年1月30日（木）如水会館にて、「働き手のエンゲージメントを高め、生産性向上と収益拡大を実現する経営戦略」特別講座（通算61回）を開催した。
- 2) 監督実践基礎研修コース(年2回)
第一線監督者のための合宿研修会（1泊2日）を、国立オリンピック記念青少年総合センターで実施した。
- 3) 管理者(課長クラス)基礎研修コース(年2回)
管理者のための基礎研修（2泊3日）を国立オリンピック記念青少年総合センターで実施した。
- 4) 新入社員特別企画「新社会人研修村」（2019年4月1日～5月31日）
2019年4月始めの「新社会人研修村」では、国立オリンピック記念青少年総合センターの協力を得て、長期に亘って合宿研修を実施し、前年度を上回る利用の拡大をはかることが出来た。毎回、新社会人を対象に、18時半から20時にかけて、ビジネス講話、ビジネスマナー、話し方実践講座、レクリエーション、健康教室等のプログラムサービスを提供した。合わせて、合宿研修する新入社員を対象に「働くことの意識調査（通算51回）」を実施した。

2020年3月9日から31日に亘る「新社会人研修村」は、新型コロナウイルス感染症の拡大で、青少年総合センターが閉館となり、あえなく実施出来ない結果となった。また、52回目の「働くことの意識調査」も取り組むことが出来なかった。

- 5) 新入社員ビジネス基礎講座（1日セミナー）
2019年4月4日全日、社会に第一歩を踏み出す新入社員にとって必要なコミュニケーション、自己表現、敬語・マナー等の基礎知識をマスターする研修を実施した。
- 6) 産業ジュニア・リーダー養成コース(年5回)
企業の若いリーダーを育成するために、国立オリンピック記念青少年総合センターにて、1泊2日の合宿研修（6、9、10、11、翌2月）を開催した。
- 7) 「会社の人事労務実務研修会」（毎月1回・年間12会合）
個別労働問題から、集团的労使関係に至る基本テーマを、12回に振り分け、14時～17時かけて、各経営側弁護士による講座を開催した。
- 8) 「ゼミナール労働判例実務研究会」（令和2年3月で通算495回）
会員のニーズに合わせたテーマと労働判例を選択し、毎月第2又は第3の水曜日午後2時間（ときには3時間）、各経営側弁護士を招いて開催した。
- 9) JEC特別専門講座
短期集中型専門講座として、第70回「労働法規実務コース・全6講座」を、10月2日から11月6日にかけて毎週1回開催した。
- 10) 「日本版同一労働同一賃金（不合理な格差是正）」セミナー
4月10日午後半日、経営側弁護士を招いて標記セミナーを開催した。
- 11) 「ローパフォーマーへの対応（配転・退職勧奨等）における留意点」セミナー
5月15日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 12) 「退職金制度を取り巻く環境と再構築セミナー」5月22日、午後半日、実務の専門家を招いて開催した。
- 13) 第24回夏季合宿研修（1泊2日）
「正規・非正規社員の格差是正をめぐる裁判例と実務対策」について、9月6日～7日（金・土）に開催した。
- 14) 「海外勤務者・外国人労働者の法律実務」セミナー
10月18日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 15) 「裁判例から学ぶ、問題言動対応へのポイント」セミナー
12月11日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 16) 「改正労働者派遣法と派遣先（元）の実務上の留意点」セミナー
12月13日、午後半日、経営側弁護士を招いてセミナーを開催した。

- 17) 「外国人雇用をめぐるトラブル予防のポイント」セミナー
2020年2月12日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 18) 「同一労働同一賃金ガイドラインを意識した“実務”で使える就業規則の作り方セミナー」
2月21日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 19) 「働き方改革と労働時間・休日・休暇」セミナー
3月27日、午後半日、経営側弁護士を招いて開催した。
- 20) 第51回「日経青洋上研修」
2020年2月8日から15日の8日間に亘って開催。日本とアメリカの往復は、航空機を利用した。現地では70,000トンのカーニバル号に乗船し、アメリカ（カタリナ島）とメキシコ（エンセナダ）の2箇所を寄港し、異国文化を経験した。船内では、自主運営による研修を行い、福田団長兼講師の指導のもと、本洋上研修は成功裏に修了した。
- 21) 講師派遣
企業の要請に応じて、都度、講師派遣を行った。

3. 調査・広報活動

- 1) 新入社員の「働くことの意識調査結果」（通算51回）を取りまとめて、本調査報告書を広く産業界やマスコミに公表した。
- 2) 食品産業労務対策基本調査として、「モデル賃金事情調査」「退職一時金・年金事情調査」「海外勤務者の労働条件」「福利厚生制度の概要」（改訂27年版）「諸手当に関する支給状況」「所定労働時間と割増率」「Web給与明細」「パート/アルバイト労務管理」「職場の禁煙対策」「新型コロナウイルス感染症対策」等の調査のほか、その都度必要に応じて各種調査（研修会）を行った。
- 3) 外食産業経営労務懇談会においても、同上の外、独自に必要なに応じて適宜事例・調査活動（研修会）を行った。
- 4) 無組合企業、飲料関連企業、乳業関連企業の労務対策懇談会においても、それぞれ独自に事例・調査活動（研修会）を行った。
- 5) 「第51回・洋上研修報告書」を発行した。
- 6) 随時情報誌として、賃金交渉週報、夏季、年末賞与・一時金週報等を発行した。
- 7) 必要に応じて、労働法改正に係わる資料作成を発行した。

以上